

# 訪問型サービス(指定事業者によるサービス)サービス単価

## (1) サービス単価①

※令和8年度介護報酬改定を踏まえた変更

サービス種別	介護予防訪問介護相当サービス	生活援助サービス
サービス内容	身体介護・生活援助 (旧介護予防訪問介護と同内容のサービス)	生活援助 (旧介護予防訪問介護のうち生活援助のみのサービス)
単価設定の単位	1月あたり	1回あたり
単位数	①要支援1・2、事業対象者 (週1回程度) <b>1, 176単位</b> ②要支援1・2、事業対象者 (週2回程度) <b>2, 349単位</b> ③要支援2・事業対象者 (週2回程度を超える利用) <b>3, 727単位</b>	<b>211単位</b>  ①要支援1・2、事業対象者 週1回程度(月5回まで) ②要支援1・2、事業対象者 週2回程度(月10回まで)
地域単価	1単位=10.21円	
自己負担	1割~3割	
支給限度額管理	有り	

## (2) サービス単価②

サービスの種別	介護予防訪問介護相当サービス	生活援助サービス
初回加算	200単位/月	加算なし
生活機能向上連携加算 I	100単位/月	
生活機能向上連携加算 II	200単位/月	
口腔連携強化加算	50単位/月	加算なし
介護職員処遇改善加算 (令和8年5月31日まで)	介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×245/1000)	加算なし
	介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×224/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×182/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位×145/1000)	
介護職員等処遇改善加算 (令和8年6月1日から取得可能)	介護職員等処遇改善加算(I)イ (1月につき +所定単位×270/1000)	加算なし
	介護職員等処遇改善加算(I)ロ (1月につき +所定単位×287/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(II)イ (1月につき +所定単位×249/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(II)ロ (1月につき +所定単位×266/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×207/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位×170/1000)	
特別地域介護予防訪問介護(生活援助)加算	+15%	
中山間地域等における小規模事業所加算	+10%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5%	
減算	事業所と同一建物の利用者等 (20人以上)	×90%
	事業所と同一建物の利用者等 (前6ヵ月に提供した利用書が 100分の90を占める場合)	×88%
	事業継続計画未策定の場合	-1%
	高齢者虐待防止措置未実施の場合	-1%

◎加算・減算の要件については、現行の訪問介護に準じる。